

令和3年度 九十九里町地域防災計画修正案の概要

令和4年2月

1. 修正の背景

現行の九十九里町地域防災計画は、東日本大震災の平成25年の災害対策基本法等の改正及び国の防災基本計画の修正等を反映して平成27年3月に修正した。

しかし、その後も、令和元年の房総半島台風や東日本台風、令和2年7月豪雨など各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正及び関連する指針の改訂を行っている。千葉県においても、千葉県地域防災計画を修正したほか、千葉県大規模災害時応援受援計画の修正や、令和元年台風15号等災害対応検証会議等を行い、防災力の強化を推進している。

本町においても、業務継続計画、国土強靱化地域計画、避難所運営マニュアル、洪水ハザードマップの作成、災害協定の拡充など防災体制の一層の充実と地域防災力の向上を図っている。

これらの状況を踏まえ、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、本町の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするべく計画を修正する。

2. 計画の構成

九十九里町地域防災計画は、災害応急対策は災害種別（地震・津波、風水害、大規模事故災害）に、その他は共通編に定める構成である。

今回、地震・津波編については、附編の東海地震対応計画を廃止、南海トラフ地震防災対策推進計画を新設する方向で検討する。

〈九十九里町地域防災計画の構成・概要〉

編構成	概 要
共 通 編	▶ 各種災害に共通する総則、災害予防計画、災害応急活動体制、災害復旧・復興対策を記載
地震・津波災害 応 急 対 策 編	▶ 地震・津波発生時の災害防御活動、被災者支援策などを記載 ▶ 附編に「東海地震対応計画」を記載しているが、東海地震関連情報の発表が行われなくなったことを踏まえて廃止（案） ▶ 附編に「南海トラフ地震防災対策推進計画」を新設し、南海トラフ地震関連情報発表時の対応等を追加
風 水 害 応 急 対 策 編	▶ 大雨、洪水、暴風、高潮等の発生時の防御活動、避難対策、被災者支援などを記載
大規模事故災害 応 急 対 策 編	▶ 大規模火災、危険物等災害、海上災害、航空機災害、道路災害、放射性物質事故災害等の発生時の応急対策を記載

3. 修正のポイント

1) 関係法令との整合

ア 災害対策基本法（以下「基本法」という。）の改正に伴うもの

- ▶避難勧告と避難指示を避難指示（警戒レベル4）に一本化し、垂直避難等による屋内安全確保が可能な居住者等を考慮して“立退き避難が必要な居住者等”を対象として発令することとした。また、災害が切迫して立退き避難が危険な場合は「緊急安全確保（レベル5）」を発令することとした。【風-24ページ】
- ▶避難指示等の発令時に町に緊急避難場所等を確保できず、他市町村への立退きが有効な場合は、当該市町村長と協議して広域避難を実施することを追加した。
【地・津-31ページ】
- ▶従来の避難行動要支援者名簿に基づいて作成する個別計画は、基本法に基づく「個別避難計画」として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供することを明記した。【共-42ページ】

イ 水防法の改正に伴うもの

- ▶洪水浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設には避難確保計画の作成及び訓練等が義務化されたことを踏まえ、同計画の作成等を促進することを明記した。【共-43ページ】

ウ 災害救助法、被災者生活再建支援法の改正に伴うもの

- ▶令和元年房総半島台風により、被災住宅の応急修理の支援対象が“半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）”に拡充されたことを踏まえ、被害家屋認定調査や罹災証明では準半壊の区分を設け、準半壊の被災世帯に被災住宅の応急修理を支援することを明記した。
【地・津-49・51・52ページ】
- ▶令和2年7月豪雨（熊本等）により、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）を追加した。【共-94・95ページ】

エ 大規模災害からの復興に関する法律に伴うもの

- ▶特定の大規模災害時には国が定めた基本方針に即した復興計画を作成した場合、復興事業の特別措置が適用されることを踏まえ、同法に基づいて復興計画の作成や復興事業の推進を図ることを明記した。【共-101・102ページ】

2) 上位計画等との整合

ア 防災基本計画（以下「基本計画」という。）の修正や国の指針の改訂

- ▶ 住民がとるべき行動が直感的に理解できるように設定された「5段階の警戒レベル」に合わせて、また、避難情報のガイドラインの改訂を踏まえ、洪水等を対象とした高齢者等避難（レベル3）、避難指示（レベル4）、緊急安全確保（レベル5）の発令基準を修正した。【風-25ページ】
- ▶ 総務省が創設した「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」や避難所運営・罹災証明等を支援する「対口支援チーム」の派遣を求める場合は、県に要請することを明記した。【風-51ページ】
- ▶ 国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和元年5月）の改定、南海トラフ地震関連情報の運用が開始されたことを踏まえ、南海トラフ地震関連情報発表時の防災活動を追記した。【地・津-74～78ページ】
- ▶ 国の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを踏まえ、避難所の過密を防止する避難行動の普及や避難所における衛生管理や避難者の健康管理を適切に行うことを追記した。【地・津-30ページ】

イ 千葉県地域防災計画の修正や県の指針等の改訂

- ▶ 千葉県地域防災計画の修正により、県健康福祉センターが合同救護本部を設置した際には同本部と連携して医療活動を推進することを明記した。【地・津-39ページ】
- ▶ 被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であっても、一定の要件に該当する場合には、千葉県被災者生活再建支援事業に基づいて同法と同等の支援金の支給を行うことを明記した。【共-95ページ】
- ▶ 大規模災害時には県は被災地域に広域防災拠点を開設して救援活動を展開するほか、市町村への情報連絡員の早期派遣体制を導入したことを踏まえ、県の情報連絡員や広域防災拠点と連携した受援を行うことを明記した。【地・津-54・56・57ページ】
- ▶ 令和元年房総半島台風における災害教訓を踏まえ、県職員へのプロアクティブの原則の普及、台風の暴風域に入る確率等を考慮した早期の非常配備体制が導入されたことを踏まえ、本町においてもプロアクティブの原則の普及や非常配備基準の見直しを行った。【共-46、83ページ】

3) 町の取組の反映

ア 「国土強靱化地域合同計画」の策定

- ▶ 地域の国土強靱化施策の指針となる九十九里町国土強靱化地域計画の策定を踏まえ、国土強靱化に関することはこの計画との整合を図ることを明記した。【共-1ページ】

イ 洪水ハザードマップの作成

- ▶ 水位周知河川（真亀川、作田川、南白亀川、木戸川）の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域に対応したハザードマップを作成したことを踏まえ、このマップを活用して洪水に対する指定緊急避難場所や避難行動を普及することを明記した。【共-63ページ】

ウ 避難所運営マニュアルの作成

- ▶ 町の指定避難所の開設、運営についての標準的な事項をまとめた避難所運営マニュアルを普及し、避難所の開設及び避難者の受け入れの円滑化、避難所の自治運営体制の確保、避難生活環境の向上を図ることを明記した。【共-57ページ】

エ 九十九里町業務継続計画（BCP）の策定

- ▶ 大規模災害時にも重要業務を継続するための対策をBCPに定めたことを踏まえ、業務継続のための備蓄等を推進し、業務継続体制を整備することを明記した。【共-46ページ】

オ 災害協定の拡充

- ▶ 8つの福祉施設との福祉避難所の受け入れ協定、東京電力パワーグリッドとの停電復旧等に関する協定など多数の団体・企業と災害協定を新たに締結したことを踏まえ、災害応急対策においてこれらの協定を活用することを追記した。【地・津-31、61ほか】